883	⑴　栃木県河内郡上河内町大字今里河内山1408－４ (412.30) ⑵　栃木県矢板市乙畑字的場1970－３　(234.00)	北緯36度42分25秒東経139度53分01秒の地点と北緯36度44分39秒東経139度57分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［２～４　略］

883	⑴　栃木県河内郡上河内町大字今里河内山1408－４ (412.30) ⑵　栃木県矢板市乙畑字的場1970－３　(234.00)	北緯36度42分25秒東経139度53分01秒の地点と北緯36度44分39秒東経139度57分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
884	削除	
885	削除	
886	削除	
887	削除	
888	⑴　群馬県渋川市渋川1697－９ (250.40) ⑵　群馬県渋川市赤城町見立字分地366－１　(366.00)	北緯36度29分29秒東経139度00分14秒の地点と北緯36度30分52秒東経139度02分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
889	⑴　神奈川県横浜市西区みなとみらい４－７－３ (225.20) ⑵　神奈川県横浜市鶴見区北寺尾６－６　(45.10)	北緯35度28分03秒東経139度37分56秒の地点と北緯35度30分14秒東経139度38分39秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度30分23秒東経139度38分42秒の地点と北緯35度30分27秒東経139度38分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十一　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～15　略］		
16	⑴　秋田県秋田市大町四丁目２番39号　(75.10) ⑵　秋田県秋田市飯島道東一丁目29番13号　(41.40)	北緯39度42分57秒東経140度06分58秒の地点と北緯39度45分10秒東経140度05分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［17～86　略］		

［２・３　略］

改　正　前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～15　同左］		
16	⑴　秋田県秋田市大町四丁目２番39号　(75.10) ⑵　秋田県秋田市飯島道東一丁目29番13号　(41.60)	［同左］
［17～86　同左］		

［２・３　同左］